

火災予防に関する手続の電子申請に係る Q A

No.	質 疑	回 答
1	ぴったりサービスでは何ができますか。	<p>マイナポータルを活用し、インターネット経由で住民行政サービスに関する検索や電子申請、公金決済サービスを利用できるサービスを指します。</p> <p>詳細は、ぴったりサービスのホームページをご確認ください。</p>
2	ぴったりサービスで消防法令の届出をする場合、マイナンバーカードは必要ですか。	消防法令の基づく手続では、マイナンバーカードは必要ありません。
3	事前に準備するものはありますか。	<p>ユーザー登録等は必要ありません。</p> <p>従来の書面申請時と同様の情報、資料を準備してください。</p> <p>なお、資料は申請に添付するため、電子データ化しておく必要があります。</p>
4	添付するファイルの形式は何が使用できますか。	<p>アップロードできるファイル形式は、次のとおりです。それ以外のファイルを登録すると、エラーとなる場合がありますので、ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Microsoft PowerPoint ファイル (拡張子：ppt, pptx) • PDFファイル (拡張子：pdf) • 画像ファイル (拡張子：jpeg, jpg, png, gif, tiff, tif,) • XML ファイル (拡張子：xml) • テキストファイル (拡張子：txt, csv)
5	添付するファイルのデータ容量の上限はありますか。	申請に係るデータと添付するファイルの合計で10MBが上限となります。
6	添付ファイルが10MBを超えた場合や添付書類が登録できない場合はどうしたらいいですか。	<p>申請時に「添付書類一覧表」を登録し、その後届く「電子申請完了メール」に「添付書類一覧表」及び添付書類を添付して届出先の消防署へ転送してください。</p> <p>なお、記載されている「受付番号」は削除しないでください。</p> <p>《届出先消防署メールアドレス》</p> <p>鶴見消防署：sy-tsurumi-sy@city.yokohama.jp</p> <p>神奈川消防署：sy-kanagawa-sy@city.yokohama.jp</p> <p>西消防署：sy-nishi-sy@city.yokohama.jp</p> <p>中消防署：sy-naka-sy@city.yokohama.jp</p> <p>南消防署：sy-minami-sy@city.yokohama.jp</p> <p>港南消防署：sy-konan-sy@city.yokohama.jp</p>

		保土ヶ谷消防署： sy-hodogaya-sy@city.yokohama.jp 旭消防署： sy-asahi-sy@city.yokohama.jp 磯子消防署： sy-isogo-sy@city.yokohama.jp 金沢消防署： sy-kanazawa-sy@city.yokohama.jp 港北消防署： sy-kohoku-sy@city.yokohama.jp 緑消防署： sy-midori-sy@city.yokohama.jp 青葉消防署： sy-aoba-sy@city.yokohama.jp 都筑消防署： sy-tsuzuki-sy@city.yokohama.jp 戸塚消防署： sy-totsuka-sy@city.yokohama.jp 栄消防署： sy-sakae-sy@city.yokohama.jp 泉消防署： sy-izumi-sy@city.yokohama.jp 瀬谷消防署： sy-seya-sy@city.yokohama.jp
7	オンライン申請をした後、何か連絡がきますか。	連絡先にメールアドレスを入力した場合は、当該メールアドレス宛にオンライン申請直後とマイナポータル申請管理が申請データを取得した時に、ぴったりサービスから自動でメールが送信されます。 また、届出内容を確認後には、消防署の担当者からメールでご連絡します。 なお、電子メールアドレスを入力していない場合は、届出内容を確認後に連絡先に入力した電話番号に電話でご連絡します。
8	オンライン申請をした後、受理されたかどうかは連絡がきますか。	申請内容を確認した結果を電話又はメールによりご連絡します。
9	オンライン申請をした後、申請内容の一部に間違いがありました。修正する方法を教えてください。	申請した後に修正はできません。 ぴったりサービスの「受付番号」と一緒に修正内容を届出先の消防署へお伝えください。
10	オンライン申請で届出をしたが、届出書の控えに「届出済」の印を押してもらえますか。	オンライン申請では、「届出済」の印を押すことはしていません。 届出書の控えに受付完了までの経過を記載する等の対応をお願いします。
11	届出書の控えはどこでダウンロードできますか。	申請完了画面で控えをダウンロードできます。 なお、ダウンロードせずに次の画面に移ってしまうと、再度ダウンロードできなくなりますのでご注意ください。
12	控えとして保存した申請データ（csv形式）が文字化けして開けない場合はどうしたらよいですか。	申請データのバックアップ取得後に次の方法をお試しください。 1 申請内容ファイル（CSV形式）を右クリックし、「プログラムから開く」→「メモ帳」を選択 2 メモ帳を開いた際に文字化けしていないことを

		<p>確認し、「ファイル」→「名前をつけて保存」を選択し、表示されたダイアログボックス上の「文字コード」を「ANSI」に変更して保存</p> <p>3 Excel で csv ファイルを開き、文字化けが解消されていることを確認</p>
13	<p>ぴったりサービスで手続きした申請や届出は、防火管理維持台帳等に編纂するために、印刷しなければならないですか。</p>	<p>防火管理維持台帳、消防用設備等及び特殊消防用設備等の維持台帳並びに防災管理維持台帳は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年総務省令第 38 号）の規定により、電子データにより保存又は作成することができます。</p>
14	<p>消防署の立入検査の際は、印刷し、提出できるよう準備する必要がありますか。</p>	<p>立入検査では、必要に応じて、届出書の内容等を確認しますが、パソコンやタブレット等の画面から閲覧できれば印刷する必要はありません。</p>
15	<p>ぴったりサービス内に届出データは保存されますか。されるとすれば、そのデータをもって防火管理維持台帳や消防用設備等の維持台帳とすることは可能ですか。</p>	<p>ぴったりサービス内に届出データは保存されません。書面又は電子データのいずれかの方法により、維持台帳へ編纂してください。</p>
16	<p>電子申請を行った後、問合せを行いたいのですがどうしたらよいのでしょうか。</p>	<p>電子申請が完了した後、画面に表示された受付番号を控え、届出先の消防署へお問い合わせください。</p> <p>なお、連絡先にメールアドレスを入力した場合は、当該メールアドレス宛に受付番号が別途通知されます。</p>
17	<p>次回の申請を簡単な方法で行いたいのですが、何か方法はありますか。</p>	<p>申請前に、入力中の申請データをダウンロードして保存しておく、次回の申請時は、手続の検索・電子申請画面の「申請の再開」ボタンから申請データファイル（受付番号_手続名称.csv）を読み込ませることで簡単に申請ができます。</p>
18	<p>申請データの控えは紙に印刷して保管する必要がありますか。</p>	<p>電子データにより保管することができます。</p>